

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 4 日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 関 怜 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 25 日から 令和 8 年 3 月 4 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 3 月 10 日 午前 10 時 00 分 宇都宮地方裁判所売却場（1 階）
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 3 月 27 日 午前 10 時 00 分 宇都宮地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 11 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 3 月 13 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （1）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （2）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 4 日から入札期間終了まで当庁競売物件閲覧室に備え置きます。なお、当庁栃木支部、真岡支部管轄の事件については、各支部にも、それぞれ写しを備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	13, 851, 000 11, 080, 800	一括	2, 770, 200	111, 533	26, 971
1	3, 290, 000				
2	10, 561, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 小山市乙女一丁目 |
| | 地 番 | 108番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 240.29平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小山市乙女一丁目108番地10 |
| | 家屋 番号 | 108番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 63.76平方メートル
2階 51.47平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年12月18日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 関 怜 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 小山市乙女一丁目 |
| | 地 番 | 108番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 240.29平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小山市乙女一丁目108番地10 |
| | 家屋 番号 | 108番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 63.76平方メートル
2階 51.47平方メートル |

令和7年(ケ)第112号
令和7年11月6日受理
令和7年12月9日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所

執行官 森 公彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 小山市乙女一丁目 |
| | 地 番 | 108番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 240.29平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小山市乙女一丁目108番地10 |
| | 家屋 番号 | 108番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 63.76平方メートル
2階 51.47平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	栃木県小山市乙女一丁目8番13号				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項					
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 種類： 構造： 床面積： </td> </tr> </table>			{	種類： 構造： 床面積：
{	種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を空き家として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	私は現在、大宮に住んでいるので、現況調査日に小山に行くことはできません。調査は解錠技術者を擁してやってもらって大丈夫です。
■所有者が相談している弁護士事務所担当者	屋根に設置してある太陽光パネルは、建物建築後に設置契約をし、現在所有権留保状態になっています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件所在地に臨んだところ、全戸不在であったので連絡文書をポストに投函したが、回答がなかった。所有者の連絡先を債権者に確認したところ、債務整理について相談している弁護士事務所の電話番号を教えてもらったので、当該事務所に架電し、所有者から当職まで連絡をくれるよう依頼した。その後、所有者から電話があり、現在は大宮に住んでいるとのことで、3枚目記載のと通りの陳述であった。建物内は、所有者が日常的に居住している様子も見受けられなかったことから、本件土地は土地所有者が本件建物の敷地として使用し、本件建物は建物所有者が空き家として管理占有しているものと認めた。
- 2 本件土地上にエコキュートが設置されており、本件建物はオール電化住宅であると考えられる。
- 3 本件建物に設置されている太陽光パネルは、建物建築後に設置されたものと思われ、所有権留保状態である可能性が高い。
- 4 建物内でネコを飼っていた可能性があり、1階の和室部分や階段手前の内壁部分に、ネコの引っかき傷と思われる箇所があった。
- 5 物件1土地の南西側に、幅員約6mの市道（4269号線）が接面しており、当該道路は建築基準法42条1項1号道路に該当する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年11月11日（火） 10：25－10：35	物件所在地	物件調査、外観写真撮影 全戸不在のため催告書をポストに投函
R7年11月11日（火） 11：05－11：20	小山市役所	間取図及び地番図入手 道路関係調査
R7年11月19日（水）	当庁	所有者より電話
R7年12月2日（火） 9：45－10：10	物件所在地	物件に立入調査 屋内写真撮影、評価人同行
R7年12月2日（火）	物件所在地	弁護士事務所に架電（太陽光パネルの調査）

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

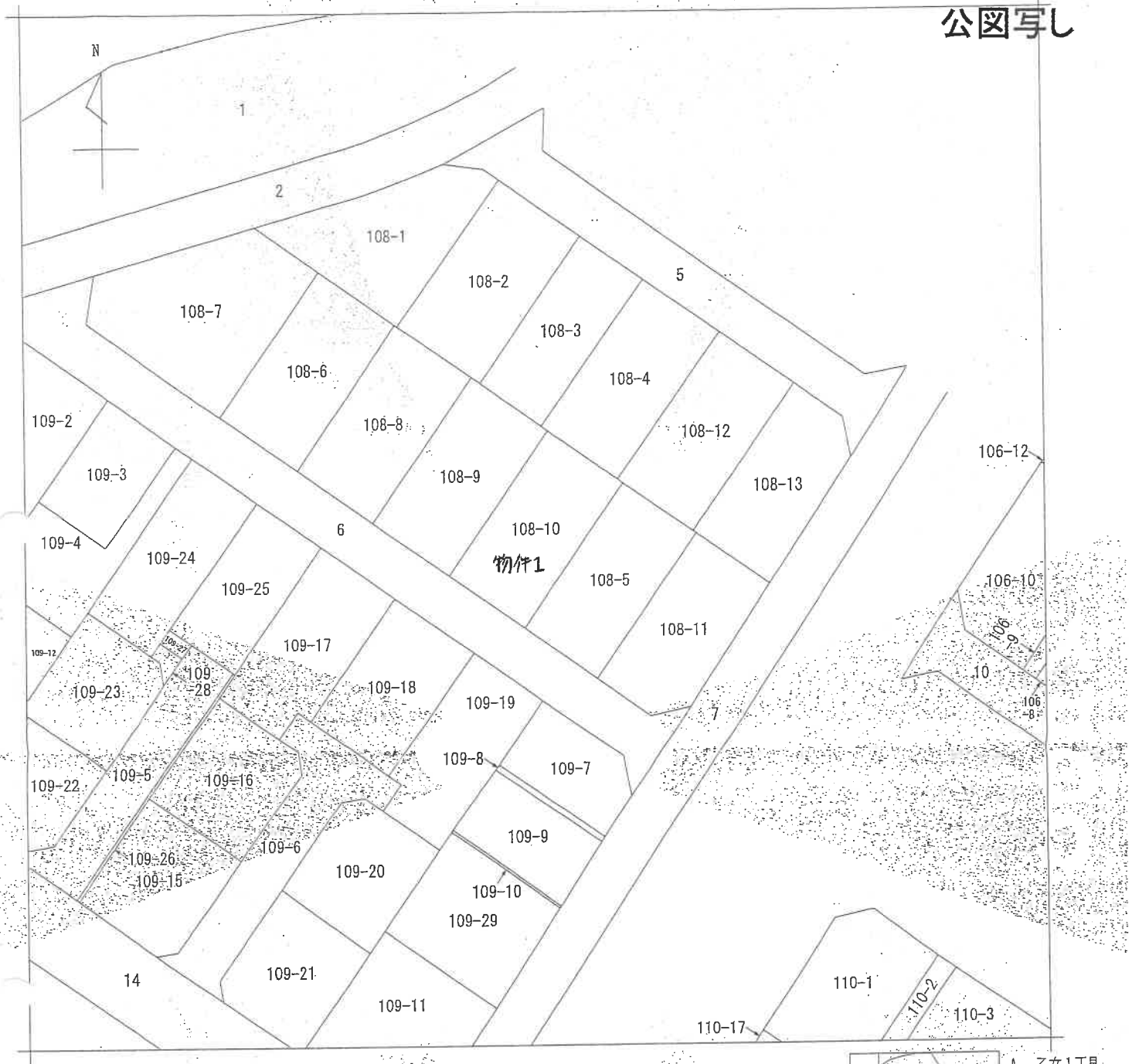
☒ 令和7年12月2日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人立会いのもと、弁護士事務所の指示した場所に置かれてあった所有者宅の鍵により解錠し、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公図写し



請求部	所在	小山市乙女一丁目				地番	108番10			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号		分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和61年2月1日			備付年月日(原図)	昭和61年2月4日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方務局小山出張所管轄)

令和7年9月18日

宇都宮地方務局

登記官

請求番号: 18-1

(1/1)

(枚目)

乙女1丁目

107-3

8

7

5

6

物持

(7枚目)

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

地番図写し

この地番図は、固定資産税の課税に供する図を
もとに作成された図面の写しです。
実測図とは異なりますので、求めらるる
定率には適用できません。注意。
岡山県土地役所資産税課

発行日：令和7年11月11日

建物図面・各階平面図写し

建物図面
各階平面図

家屋番号 108-10

建物の所在 小山市乙女一丁目108番地10

縮尺 1/500

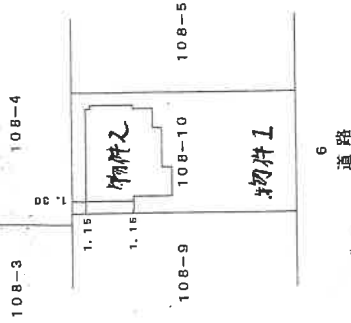
申請人

縮尺 1/250

作成者

No. 1600411

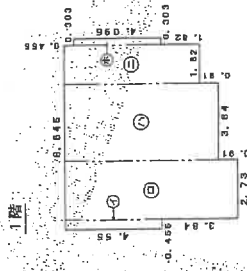
(栃木県土地家屋調査士会用紙)



求積表

①	0.455 x 4.560	=	2.070250
②	2.730 x 9.190	=	22.358700
③	3.640 x 7.280	=	26.499200
④	1.820 x 6.370	=	11.593400
⑤	0.303 x 4.095	=	1.240785
計			63.762335

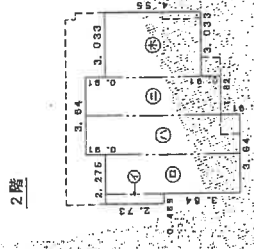
床面積 63.76 m



求積表

①	0.455 x 2.730	=	1.242150
②	1.820 x 6.370	=	11.593400
③	1.820 x 7.280	=	13.249600
④	1.820 x 6.370	=	11.593400
⑤	3.033 x 4.550	=	13.800150
計			51.478700

床面積 51.47 m



登記年月日：平成28年4月8日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法律局 小山出張所管轄)

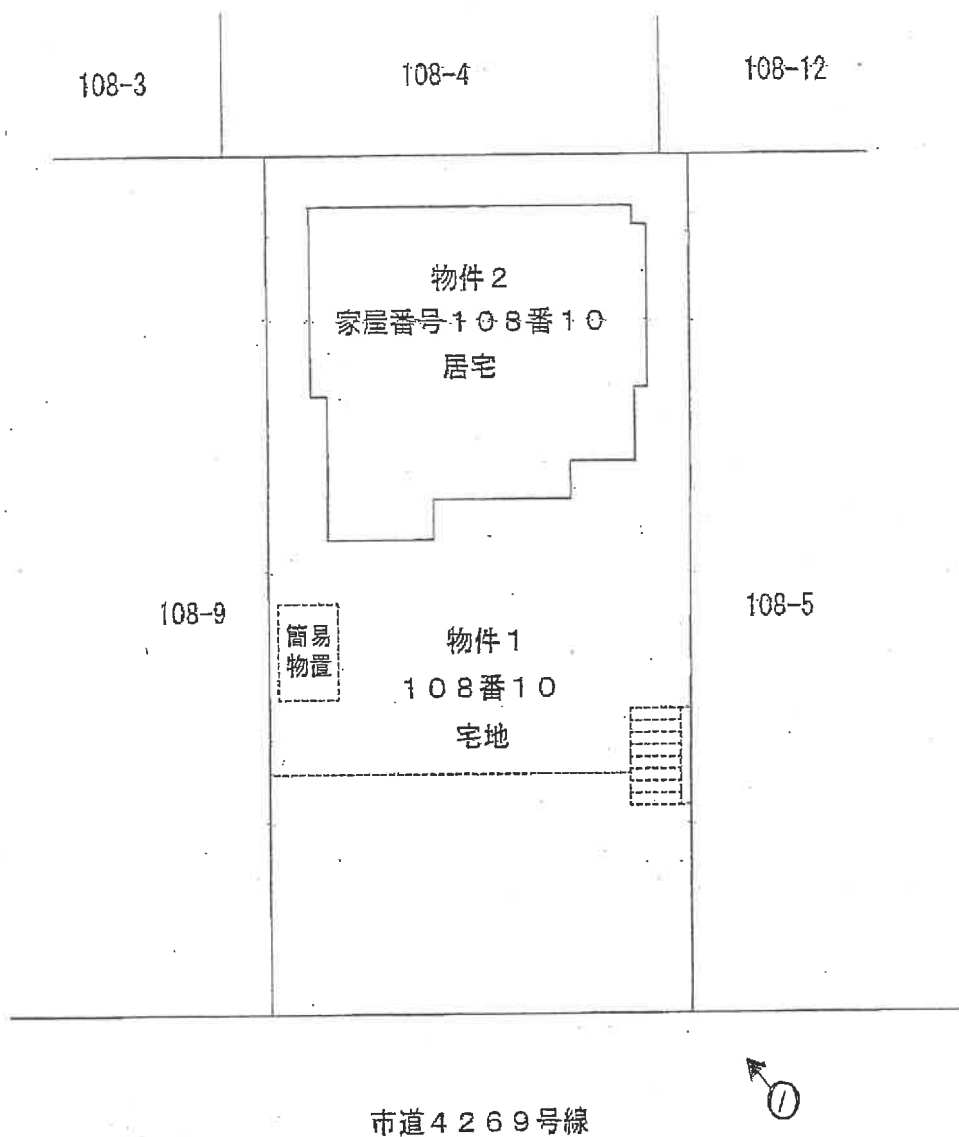
令和7年9月18日

宇都宮地方法律局

登記官

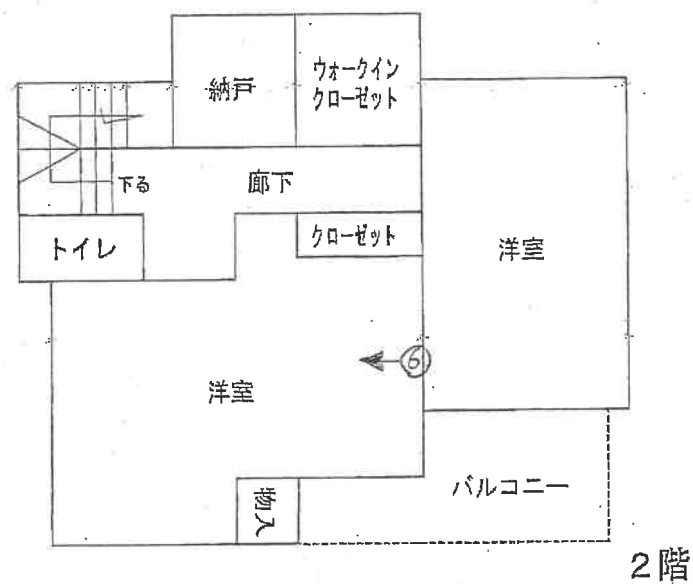
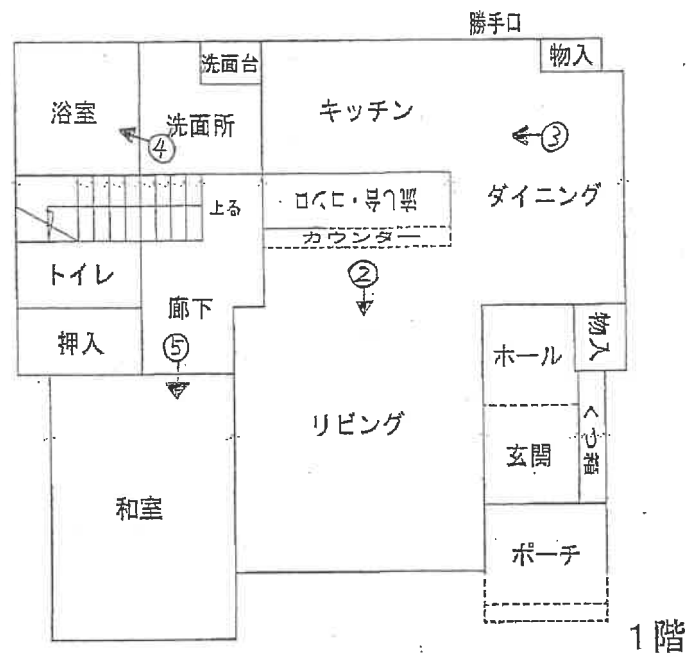
(8枚目)

←○ 写真撮影位置・方向



※本図は概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。

土地建物位置関係図



※本図は概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



令和 7年（ケ）第 1 1 2 号
令和 7年10月16日 受 命
令和 7年12月 2日 現地調査
令和 7年12月12日 評 価
令和 7年12月16日 提 出

宇都宮地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
市 村 明 洋

第1 評価額

一 括 価 格	
金 13,851,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,290,000円
物件2（建物）	金 10,561,000円

- 1 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地価格は、物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	小山市乙女一丁目 108番10 宅地 240.29m ²	登記簿とほぼ同じ
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	小山市乙女一丁目108番地 10 108番10 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 63.76m ² 2階 51.47m ²	登記簿とほぼ同じ

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R宇都宮線「間々田」駅から北方へ直線で約850mに位置する。 主な公共公益施設への接近関係(直線距離)は次のとおり。 ・小山市役所 約 6,600m ・乙女小学校 約 850m ・乙女中学校 約 400m ・間々田三郵便局 約 800m ・間々田駅前交番 約 850m	
付 近 の 状 況	当地域は小山市街地の南西端部に位置する乙女1丁目地区の住宅地域。国道4号の西側、思川左岸台地上で古くに施行された区画整理地で、戸建住宅を中心に空地も多く見られる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 指定 50% 指定 80% 指定なし 建築物の絶対高さ制限10m
画 地 条 件	地 積：240.29㎡ 間 口：約11.2m 奥 行：約21.4m 形 状：長方形 地 勢：平坦。ただし、敷地内に段差があり、建物の地盤面は駐車場部分より1.2m程度高い。 高低差：接面道路と等高(駐車場部分)、隣接地と概ね等高。 接面道路との関係：中間画地	
接面道路の状況	南西側：幅員約6.0m舗装市道4269号線(建築基準法第42条1項1号の道路に該当)	
土地の利用状況等	物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されている。敷地の北東寄りに物件2の建物(居宅)が存し、建物の前面は芝生の庭に、建物の周囲は砂利敷になっている。また前面道路側は一部にコンクリートが打設された駐車場となっている。駐車場と建物の地盤面との間には前述の高低差があり、間にはコンクリート製の擁壁及びネットフェンス、並びに階段が設置されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あり 都市ガス：なし 下 水 道：あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	調査の履歴、並びに土壤汚染の有無及びその程度は不明であるが、受命物件及びその周辺において水質汚濁防止法及び土壤汚染対策法に基づく有害物質使用特定施設に該当する施設はなく、土地の履歴からも土壤汚染が存する端緒は見受けられない。
特 記 事 項	○小山市文化課での聴聞によれば、物件1の土地は文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地「乙女北浦遺跡」に含まれるが、試掘調査済であり、土木工事等を行う場合の同法の届け出は不要とのこと。 ○南西側市道を挟んだ反対側の土地の地盤面は市道よりも1.4m程度高い。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成28年 1月25日新築 経過年数 10年 経済的残存耐用年数 25年
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレート 外 壁：サイディング 内 壁：石膏ボード(クロス貼り) 他 天 井：石膏ボード(クロス貼り) 他 床 : フローリング、畳 他 設 備：太陽光発電設備、蓄電池ユニット、 ヒートポンプ式電気給湯機 他 その他：オール電化仕様
床面積（現況）	1階： 63.76㎡ 2階： 51.47㎡ 計： 115.23㎡
現 況 用 途 等	階 層：地上2階建 現況用途：居宅 間 取 り：建物間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	劣る ○外装材は全体として概ね経年相応の状態にある。 ・外壁のサイディングに汚れが見られる。 ○内装材は全体として経年及び維持管理の状態による劣化や損耗、 汚れが見られる。 ・内壁のクロスに汚れ、破れ、猫によるひっかき傷が散見される。 ・床のフローリング、畳に傷や擦れが見られる。 ・リビングと和室の間のドア枠に猫によるひっかき傷が見られる。 ・水回りに汚れやカビが見られる。
建物の利用状況	所有者が空家の状態で占有している。
特 記 事 項	○室内で猫を飼育していた模様である。 ○太陽光発電設備は新築後に設置されたものであり、所有権留保の状態である可能性が高いことから、本件では当該設備の価格を含めずに評価を行っている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を考慮して建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	32,600	1.00	240.29	1.00	7,833,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 小山(県)-10

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$32,400\text{円}/\text{㎡} \times 100.5/100 \times 100/100 \times 100/100 \div 32,600\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：年率+1.3%補正。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：±0%補正。

イ 個別格差：必要なし。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：必要なし。

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	182,000	115.23	0.57	11,954,000

ア 再調達原価：182,000円/㎡

イ 現況延床面積：115.23㎡

ウ 現価率：経過年数10年、経済的全耐用年数35年、経済的残存耐用年数25年、観察減価及び中古建物の市場性減価20%、残価率0%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{現価率} = \{ \text{残価率}0\% + (1-0\%) \times (\text{経済的残存耐用年数}25\text{年} / \text{経済的全耐用年数}35\text{年}) \} \\ & \quad \times (1 - \text{観察減価}20\%) \\ & \quad \div 0.57 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	7,833,000	0.40	法定地上権	3,133,000

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	7,833,000	−3,133,000		1.00	0.70	3,290,000
2	11,954,000	+3,133,000		1.00	0.70	10,561,000
一括価格（合計）						13,851,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性 修 正：必要なし。

オ 競売市場修正：物件 1、2 0.70

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 小山(県)-10

所 在：小山市乙女1丁目105番17
「乙女1-5-21」

地 目：宅地

価 格：32,400円/㎡

位 置：間々田駅1.1km(道路距離)

価 格 時 点：令和 7年 7月 1日

地 積：259㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北西6.0m市道

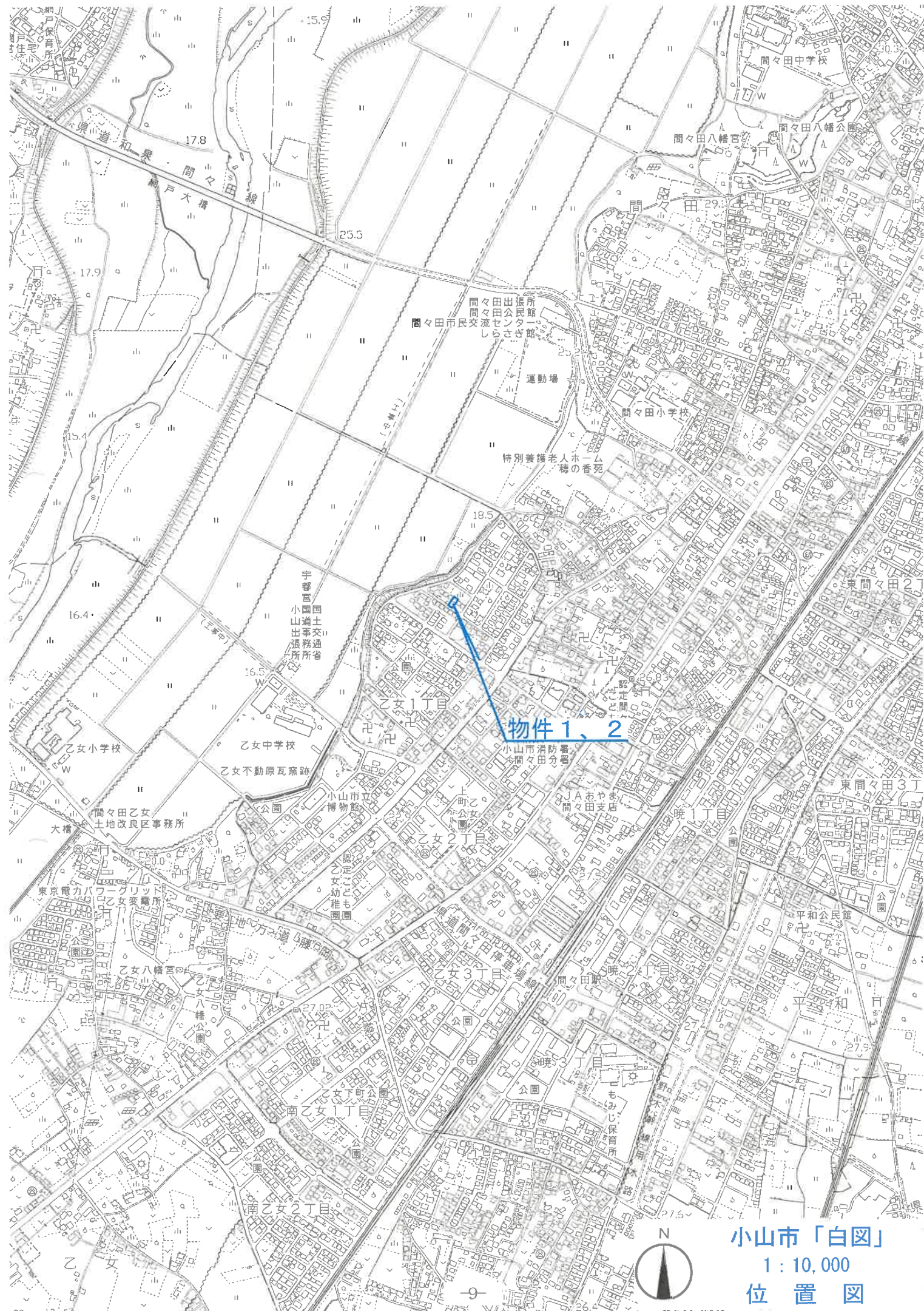
用途 指定 等：市街化区域、第1種低層住居専用地域
(建ぺい率50%、容積率80%)

地域 の 概要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 建物間取図
- 6 土地建物位置関係図

以 上





物件 1、2

乙女1丁目

北浦公園

泉龍寺

地藏堂

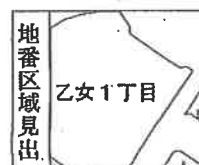
乙女不動尊

マルマンハイツ

女不動原瓦窯跡



小山市「白図」
1 : 2,500
位置図



A 乙女1丁目
B 乙女1丁目

請求部	所在	小山市乙女一丁目				地番	108番10			
出力尺	1/500	精度区	甲二	座標系 番号又は 記号		分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和61年2月1日				備付年月日 (原図)	昭和61年2月4日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局小山出張所管轄)

令和7年9月18日

宇都宮地方法務局

登記官

請求番号：18-1

(1/1)

※A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

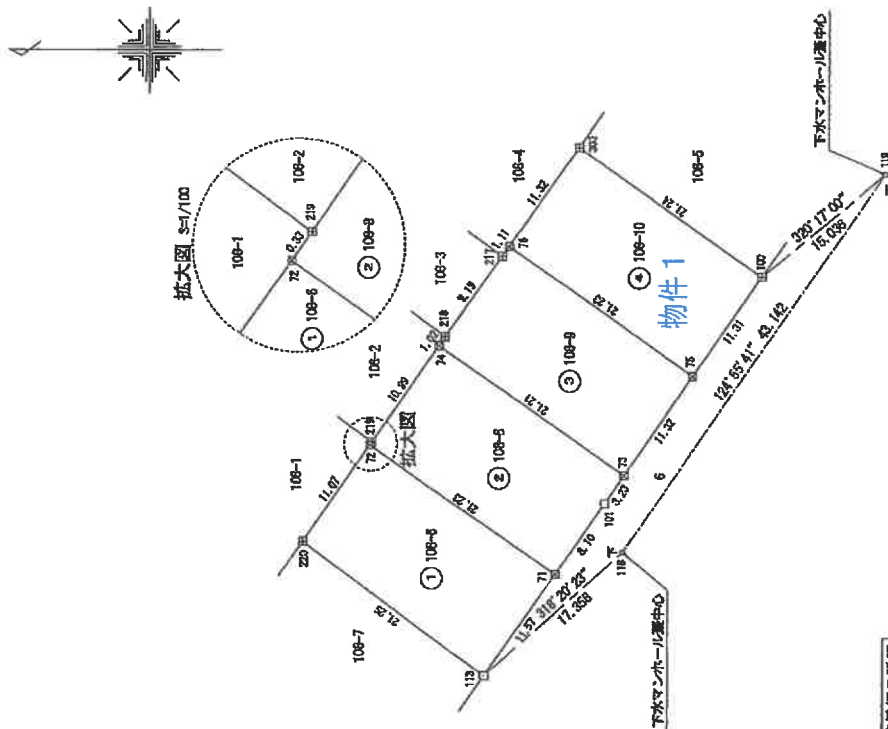
地積測量図

地番	108-6 108-8 ~ 108-10
土地の所在	小山市乙女一丁目

座標求積表

① 地番 108-6	NO	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$
	113	29450.806	-6733.410	-23.748	159905.020680
	71	29444.176	-6723.932	10.761	-72356.232252
	72	29461.567	-6711.762	23.748	-159390.923976
	220	29467.924	-6720.821	-10.761	72322.754781
			倍面積		480.619238
			面積		240.3096185
			地積		240.30 m ²
② 地番 108-8	NO	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$
	72	29461.567	-6711.762	-17.200	115442.306400
	71	29444.176	-6723.932	-22.031	148134.945892
	101	29438.536	-6717.288	-5.492	43808.89615
	73	29437.684	-6714.559	15.530	-104278.561090
	74	29455.086	-6702.490	23.692	-158795.393080
	219	29461.376	-6711.490	5.501	-43631.398490
			倍面積		480.600248
			面積		240.3001240
			地積		240.30 m ²
③ 地番 108-9	NO	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$
	74	29455.086	-6702.490	-16.797	112591.724530
	73	29437.684	-6714.559	-23.875	160312.340376
	75	29431.191	-6706.377	10.803	-73108.725431
	76	29448.587	-6693.204	18.033	-120698.547732
	217	29448.224	-6694.115	5.894	-39455.113810
	218	29454.481	-6701.666	5.842	-39161.074352
			倍面積		480.603580
			面積		240.3017900
			地積		240.30 m ²
④ 地番 108-10	NO	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$
	75	29431.191	-6705.377	-23.884	160151.224268
	100	29424.708	-6696.109	10.910	-73054.549190
	303	29442.101	-6683.928	23.384	-159638.936352
	76	29448.587	-6693.204	-10.910	73022.855640
			倍面積		480.594366
			面積		240.2971830
			地積		240.29 m ²

物件1



NO	X	Y
118	29437.838	-6721.872
119	29413.137	-6686.501

測地系	任意座標系
座標系	
測量年月日	平成27年3月5日

境界線の種類	
コンクリート杭	
目	
地積	

作成者	土地家屋調査士	申請人	縮尺	1/500
	(平成27年3月5日作成)			

※A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

登記年月日：平成28年4月8日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
(宇都宮地方裁判所小山出張所管轄)

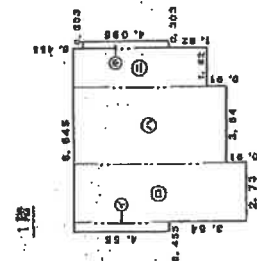
令和7年9月18日

宇都宮地方裁判所

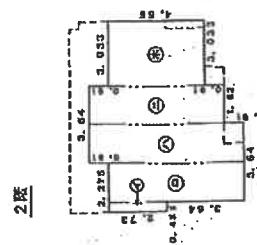
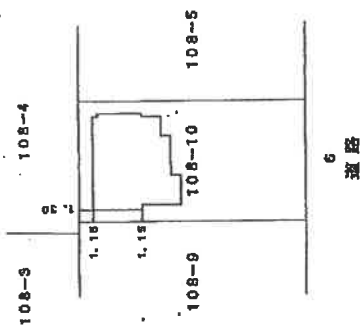
登記簿

建物図面

家屋番号	108-10
建物の所在	小山市乙女一丁目108番地10



床面積	
① 0.455 x 4.550	= 2.070250
② 2.730 x 8.190	= 22.368700
③ 3.640 x 7.280	= 26.483200
④ 1.850 x 6.370	= 11.893400
⑤ 0.303 x 4.095	= 1.240785
計	63.762335



床面積	
① 0.455 x 2.730	= 1.242150
② 1.850 x 6.370	= 11.893400
③ 1.850 x 7.280	= 13.486000
④ 1.850 x 6.370	= 11.893400
⑤ 0.303 x 4.550	= 1.380150
計	51.476700

No. 1600411

作成者
土地家屋調査士
(平成28年)

縮尺 1/250

申請人

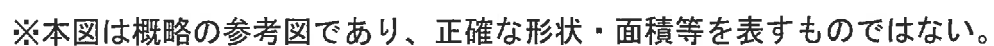
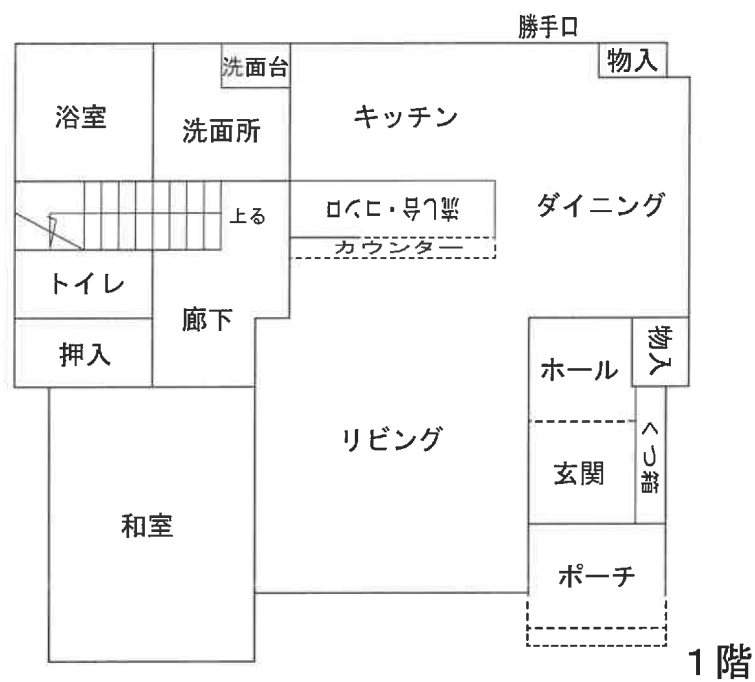
縮尺 1/500

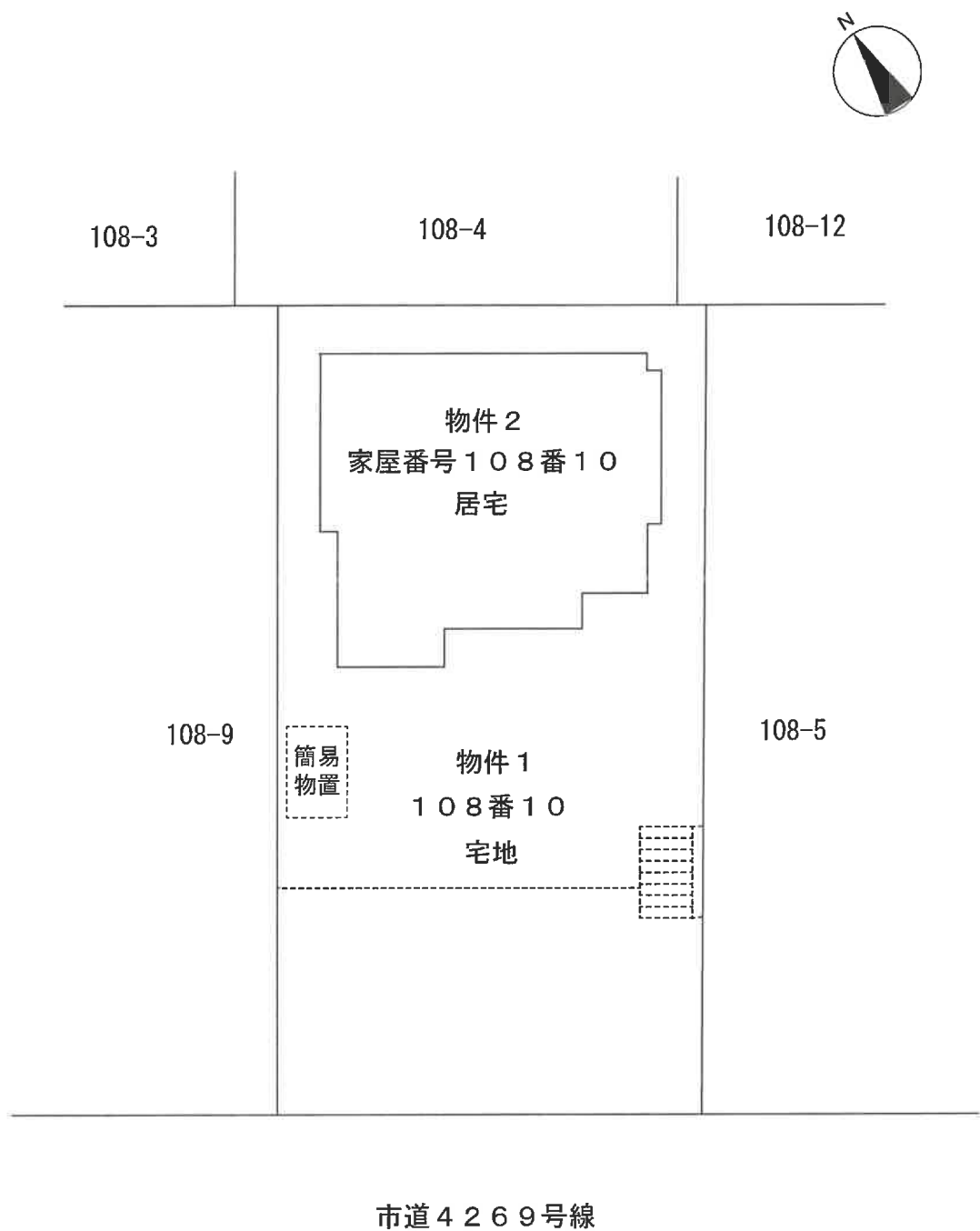
(栃木県土地家屋調査士会印)

※A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

図面番号：18-2

建物図面写





※本図は概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。